




令和3年度執行目標 健康福祉部

部局	課・室	番号	執行目標項目	執行目標の内容	背景・課題・留意点等	項目(単位)	根拠計画等	R2実績値	R3目標値	重点化項目設定
健康福祉部	社会福祉課	1	障がい者の緊急時の受け入れ体制の確保	第6期木津川市障害福祉計画・第2期木津川市障害児福祉計画において、令和5年度末までの整備を目標として掲げている地域生活支援拠点の機能のうち、特に早期整備が求められる「緊急時の受け入れ・対応」について、圏域の事業者・関係機関と連携を取りながら、確保を行う。	障がい者虐待などの不測の事態が起こったとき、虐待を受けている者と養護者を緊急で分離するなど、迅速な対応が必要となり、緊急時の受け入れ体制の確保が課題となっている。	緊急時の受け入れ拠点(か所)	第6期木津川市障害福祉計画 第2期木津川市障害児福祉計画	—	2	
健康福祉部	社会福祉課	2	木津児童館整備計画の検討	老朽化が進む木津児童館について、令和3年度において、耐震工事はおこなうものの施設としての機能の確保などのため、隣接する木津人権センターも含めた、複合施設も視野に今後の整備計画を作成する。	令和2年度において、木津人権センター及び木津児童館の耐震・修繕工事の実施設計に取り組んだ結果、長寿命化に資する施設改修が困難であったことから、施設の機能性を向上し、効率的な運営が実施できるよう施設の複合化を含めた建替えを検討することとした。(概ね5年以内に整備計画書を作成) なお、施設の安全面を考慮し、令和3年度に耐震補強工事等を実施する。					
健康福祉部	くらしサポート課	1	「就労支援促進事業活用による自立支援」の強化	稼働能力を有する被保護世帯に対し就労支援員の配置により専門的な就労支援を行う。また、被保護世帯の個別事情に合わせた就労支援及び就労準備支援等を行い、継続就労ができるよう支援する。離職者に対する就労面談を強化し、対象者に適したハローワーク等からの求人情報を検討、提供し就労支援を行う。	稼働能力を有する被保護世帯を就労等支援検討会において決定し、当該対象者に対する就労支援、就労準備支援を実施している。<令和2年度実績> 被保護世帯就労支援対象者68名(うち、就労決定者数14名、21%) なお、個人が抱える課題により過去からの継続支援を続けても就労決定に至らない支援対象者が年々増加していることに鑑み、従来の支援方法を継続しつつ、個別の状況等を踏まえた重点的支援も試みながら支援体制や取組を強化する。	就労決定者数(%)		21	50	自治体SDGs 
健康福祉部	くらしサポート課	2	生活困窮者自立支援事業の推進	就労支援員による寄り添い支援や多方面の支援を通じ、稼働年齢層の生活困窮者が困窮状態から脱却できるよう支援を行う。また、就労準備支援が必要な離職者やひきこもり等の未就労者等への支援を行うために各種支援機関や事業所等との協力関係や連携を強化し、自立生活に向けた支援や就労意欲の向上を図る。生活困窮者や被保護世帯の子どもの学習支援では学習の機会や居場所の提供等によって貧困の連鎖に繋がらない対策を講じる。また、家計に課題を抱える世帯に対し、家計相談や家計管理などの支援による早期の生活再生、自立を目指す。	相談支援員や就労支援員を中心に各種支援機関や関係協力企業等との協力連携による生活困窮者の自立に向けた支援、ひきこもり支援団体(チーム絆 山城南相談室)等との連携による就労に繋がる社会的自立に向けた支援等を通じて生活困窮者支援を実施。<要就労支援等対象者76名、就労決定者数29名>	今年度就労者数/要就労・転職支援者数(%)		38	75	自治体SDGs 
健康福祉部	くらしサポート課	3	ひきこもり等重層的支援体制の整備	地域福祉計画における「地域共生社会の実現」は、社会福祉制度における国の重点施策としてSDGsに掲げられる「誰ひとり取り残さない」という理念に合致し、自治体に求められる「複合的で重層的な課題を抱える世帯や市民に対する相談支援体制の構築」はその最たる手段である。このため、広く市民が抱える複合的な課題を組織をあげてくみ取り、市民や地域との協働によって支援する体制の整備を進める。	包括的支援体制として「支える側」「支えられる側」という従来の関係性を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創っていく「地域共生社会」の実現を目指す。令和2年度から健康福祉部内に設置している「ひきこもり等支援検討会議」における検討を通じて、市の重層的支援体制(断らない支援、参加支援、地域づくりに向けた支援)の構築を目指す。					自治体SDGs 
健康福祉部	くらしサポート課	4	所管事務事業におけるスマート化の推進	生活保護並びに生活困窮者自立支援等の事務事業において、市民の利便性の向上及び行政事務の効率化を図るため次の取組によるスマート化を進める。 オンラインによる申請や相談支援、AIによる相談・支援、翻訳端末機等による言語ポータルレス、タブレット端末の導入や電子決裁など。	木津川市スマート化宣言に基づき、市民の利便性向上や行政事務の効率化などに資するため、所管事務事業における最先端技術の導入や電子化への転換などによりスマート化を推進する。	事務改善事業数		—	2	スマート化宣言
健康福祉部	高齢介護課	1	介護保険料収納率の向上	適正な介護保険運営を実施し、被保険者の公平性を確保するため、介護保険料収納率の向上に努める。令和3年度では、制度の仕組みを理解いただくよう丁寧な説明を行いながら、保険料の値上げが滞りにつながらないよう更なる納付勧奨と滞納対策に取り組む。 ・現年分未納者への電話、通知書の送付 ・65歳到達未納者への電話、通知書の送付 ・債権管理台帳の活用と財産調査結果に基づく滞納整理	高齢化の進行に伴う要介護・要支援認定者の増加に対応するため、介護保険料の財源が一層必要となる。第8期木津川市介護保険事業計画策定において、必要な見込み量から介護保険料を改定した。令和2年度では収納率の向上に向け、未納者に対する督促状やお知らせの発送、新型コロナウイルス感染拡大防止対応として電話や通知書の送付による徴収に努めた。	現年度普通徴収収納率(%)		94.7	95	
健康福祉部	高齢介護課	2	認知症高齢者等見守りネットワークの推進	認知症対策の総合的な推進として、相談体制の充実を図るとともに認知症地域支援推進員及び、認知症初期集中支援チーム等を設置している。行方不明者や認知症高齢者が増加している地域において、子どもから高齢者まで認知症や認知症の早期対応について正しく理解し対応するための啓発として地域の関係機関や団体等と連携して認知症高齢者等見守り及び声かけ訓練を実施するなど、コロナによる新たな生活様式を踏まえた取組を推進することで、安心して暮らし続けることができるよう、また認知症になってみだれ一人取り残さない地域づくりを目指す。	全国の認知症高齢者数は、2012年時点で462万人(約7人に1人)2025年には約700万人(約5人に1人)になると推計されている。本市においても65歳以上高齢者数は増加傾向であり、それに伴い認知症高齢者の増加が予測される。同時に行方不明者発生の危険性も高まってきている。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大により本事業の実施を見送ったが、今年度は新たな生活様式を踏まえた取組方法を検討し実施に繋げていく。	認知症高齢者等声かけ見守り訓練実施(か所)	第9次木津川市高齢者福祉計画・第8期木津川市介護保険事業計画	0	2	新たな生活様式
健康福祉部	健康推進課	1	新型コロナワクチン予防接種の実施	新型コロナウイルス感染症拡大を防止し、市民の生命及び健康を守るため、京都府や相楽医師会等と協力し、「木津川市新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種実施計画(以下「予防接種実施計画」)」に基づき市民への新型コロナワクチン接種を円滑に実施する。	新型コロナワクチン接種の実施にあたっては、相楽医師会等と調整を図り、予防接種実施計画に基づき市ワクチン接種チームを中心に全職員の協力のもと、安心、安全に確実に接種できる体制を整備し進める。	全市民の接種率(%)	予防接種実施計画	—	70	新たな生活様式
健康福祉部	健康推進課	2	第2次すこやか木津川21プランの策定	健やかで心豊かな生活の実現と健康寿命の延伸を図ることを目的として平成23年度に策定した木津川市健康増進計画「食育推進計画「木津川市すこやか木津川21プラン」」の第2次計画を策定する。令和3年度は令和2年度に実施した市民対象アンケート調査結果を分析し、10年間の成果を検証評価し、令和4年度～13年度までの10年間の目標設定を行う。	令和2年度に実施した市民対象アンケートと前回(平成27年度)の結果を比較し、市民の健康課題等の分析した上で、健康課題の解消に向けた取組みを計画に反映する。					

令和3年度執行目標 健康福祉部

部局	課・室	番号	執行目標項目	執行目標の内容	背景・課題・留意点等	項目 (単位)	根拠計画等	R2 実績値	R3 目標値	重点化項目設定
健康福祉部	健康推進課	3	インフルエンザ 予防接種事務の 効率化	インフルエンザ予防接種の接種履歴の入力作業について、RPAを導入することにより、作業時間の短縮を図る。	これまで予防接種の予診票入力に多くの人員・時間を割く必要があったが、RPAを活用することにより、入力作業時間の短縮など、定型業務の負荷軽減・効率化を図る。	業務時間削減（時間）		—	100	スマート化宣言
健康福祉部	健康推進課	4	産婦健康診査の 受診率の向上	出産日が令和3年4月1日以降の産婦を対象に産婦健康診査の受診費用を公費負担とすることにより受診率の向上を図る。実施にあたり、対象者への通知や出生届時の個別案内を行うとともに、広報・ホームページによる周知を図る。	産後は、ホルモンバランスの急激な変化や生活リズムの変化により、心身の不調をきたしやすいといわれている。産後間もない産婦の健康管理の充実と経済的負担を軽減し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を図る。	産婦健康診査受診率（%）		—	90	